

第二十号議案

江戸川区教育認定子ども利用者負担額を定める条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区教育認定子どもの利用者負担額を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。)第二十七条第三項第二号並びに第二十八条第二項第一号及び第三号に規定する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額(法第二十七条第三項第二号及び第二十八条第二項第一号に規定する額については、教育に係る額に限る。以下「利用者負担額」という。)その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、「江戸川区教育認定子ども」とは、法第二十条の規定による、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する小学校就学前子ども及び法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子ども区分についての認定に係る小学校就学前子どものうち、特定教育・保育(教育に限る。)又は特別利用教育を利用する子どもをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担額の決定等)

第三条 利用者負担額は月額とし、別表に定める額とする。

2 江戸川区長(以下「区長」という。)は、利用者負担額を決定し、又は変更

したときは、江戸川区教育認定子ども保護者又は扶養義務者（以下「保護者等」という。）にその旨を通知しなければならない。

（利用者負担額の減免等）

第四条 前条第一項の規定にかかわらず、江戸川区教育認定子どもの属する世帯が多子世帯である場合の利用者負担額は、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定めるところによる。

2 区長は、前条及び前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、保護者等の申請に基づき、その利用者負担額を減額し、免除し、又は階層区分を変更することができる。

（委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

付 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

別表（第3条関係）

世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義		
A	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付世帯	0円	
B	A階層を除き、区市町村民税非課税世帯	300円	
C	A階層及びB階層を 除き、 区市町 村民税 課税世 帯	均等割のみの課税世帯	500円
D ₁		所得割課税額が77,100円以下である世帯	3,000円
D ₂		所得割課税額が211,200円以下である世帯	3,000円
E ₁		所得割課税額が256,300円以下である世帯	3,000円
E ₂		所得割課税額が256,301円以上である世帯	3,000円

備考

- 一 この表における税額等を算出するための所得の範囲及び計算方法は、規則で定める。
- 二 四月から八月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分の区市町村民税の所得割課税額を基に、九月から翌年三月までの月分の利用者負担額にあっては当該年度分の区市町村民税の所得割課税額を基に決定するものとする。

(説明)

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の制定に伴い、幼稚園等を利用する場合の利用者負担額等を定める必要があるもので、本案を提出いたします。